

30保 第3866号
平成30年3月30日

公益社団法人福島県歯科医師会長 様

福島県国民健康保険課長
(公 印 省 略)

改元に伴う国民健康保険被保険者証等の取扱いについて（通知）

本県の保健福祉行政の推進につきましては、日ごろから特段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新しい元号については、平成31年1月4日の内閣総理大臣年頭記者会見において、本年5月1日に改元を実施すること及びそれに先立ち4月1日に公表される旨の発表があったところです。

つきましては、改元に伴う国民健康保険の被保険者証等の取扱いについては、有効期限等に「平成」の記載があるものでも、新元号及び新年次に読み替えて有効としてお取り扱いいただき、関係機関において混乱が生じないよう周知等の対応について、今後特段の御配慮をお願いいたします。

(事務担当 国民健康保険課 主事 菅野 幸弘 電話 024-521-7203)